

# 避難情報の判断・伝達マニュアル

## 【 土砂災害編 】

令和5年4月

### 【枚方市】

#### ■更新履歴

更新日	更新内容
平成22年6月	初版
平成28年8月	第2版 避難判断の基準、避難情報対象エリアを訂正
平成30年5月	第3版 平成28年9月指定の土砂災害警戒区域に係る改定
令和元年8月	第4版 警戒レベル情報を追加
令和3年8月	第5版 【法改正】避難情報の名称変更
令和4年10月	第6版 避難情報発令の判断基準及び第一次避難所を改定
令和5年4月	第7版 令和5年4月解除の土砂災害警戒区域に係る改定

# 目 次

<b>1</b>	<b>目 的</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>対象とする土砂災害</b>	<b>1</b>
<b>3</b>	<b>避難情報の定義と発令区分</b>	<b>3</b>
(1)	避難情報の定義	3
①	高齢者等避難	3
②	避難指示	3
③	緊急安全確保	3
(2)	避難情報等と居住者等が取るべき行動	4
<b>4</b>	<b>避難情報の発令</b>	<b>5</b>
(1)	避難情報発令の判断基準	5
(2)	避難情報の対象地域等	5
(3)	開設対象となる避難所	1 3
<b>5</b>	<b>避難情報の伝達</b>	<b>1 5</b>
(1)	情報伝達手段	1 5
(2)	各部の役割	1 5
(3)	避難情報の伝達が必要な要配慮者利用施設	1 6
(4)	エリアメール・緊急速報メール文例	1 7
<b>6</b>	<b>避難情報の判断に関する関係機関の助言</b>	<b>1 8</b>

## はじめに

---

枚方市では、内閣府が平成17年度に策定した「避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に水害の発生のおそれがあるときの避難準備情報、避難勧告及び避難指示の具体的な発令基準及び情報伝達方法等を定めた「枚方市避難情報の判断・伝達マニュアル」（初版）を平成21年度に策定しました。

本マニュアルは、災害時にどのような基準に基づき、どの地域に対して避難情報の発令・伝達を行なうかを取りまとめており、運用にあたっては、内閣府のガイドラインの考え方に従い、避難情報は空振りを恐れず、早めに出すことを基本としています。

しかしながら、市が住民の生命、身体を保護するためには、市民に対して避難行動をとるための知識と情報を提供する事が必要であるとともに、市民それぞれが、自分の住む地域の災害リスク・市から提供される避難情報を正しく理解し、自らの判断で避難することが不可欠です。

そのため、枚方市防災ガイド等を活用し出前講座や自主防災訓練等、市民と直接対話できる機会を充実させ、マニュアルの理解が促進されるよう継続して取り組んでいきます。

# 1. 目 的

---

このマニュアルは、枚方市内で土砂災害が発生するおそれが予測された時の、具体的な避難情報の発令基準を定め、適切なタイミングによる発令及び迅速かつ的確な情報伝達によって、市民の生命又は身体を土砂災害から保護することを目的とする。

なお、このマニュアルは、最新の知見に基づき、適宜見直すこととする。

## 2 対象とする土砂災害

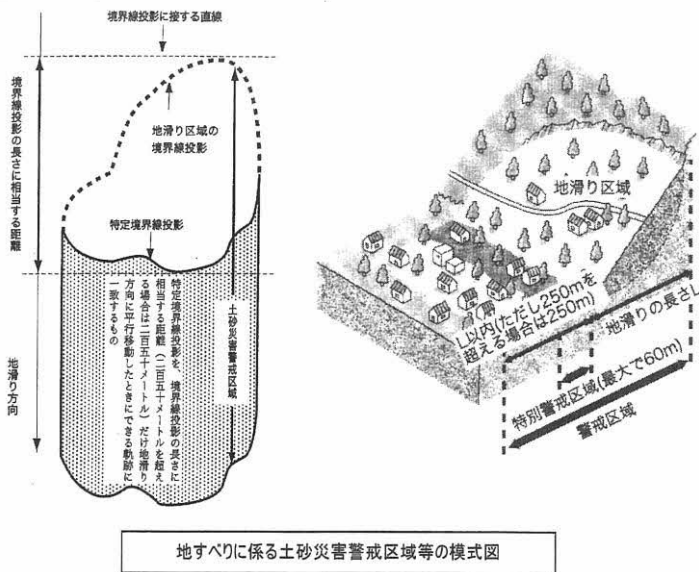
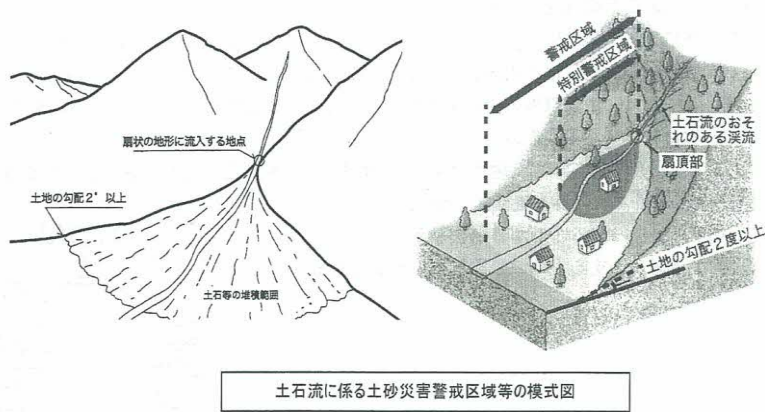
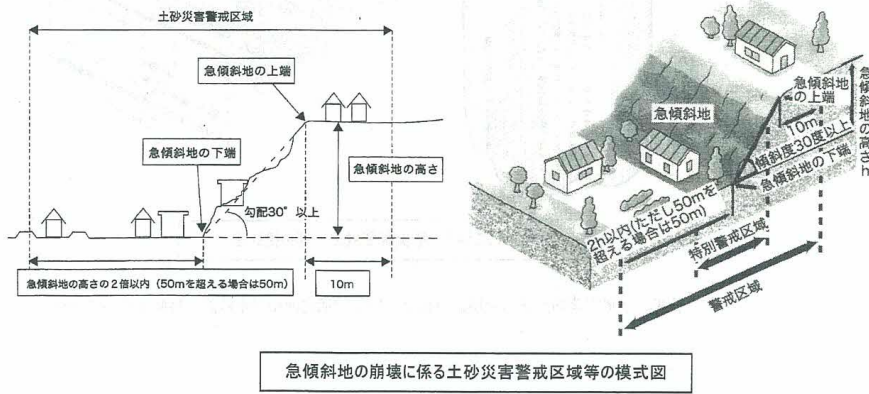
---

本マニュアルで避難情報発令の対象とする土砂災害は、大阪府より指定されている「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）で発生する「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」を対象とする。

**補足** 土砂災害警戒区域等について

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で、「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法※に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

※正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」



出典：土砂災害防止法令の解説（監修：国土交通省河川局水政課・砂防部砂防計画課）

### 3 避難情報の定義と発令区分

#### (1) 避難情報等の定義

##### ① 高齢者等避難

###### (災害対策基本法 56 条第 2 項)

集中豪雨時等において、避難指示の前段階として高齢者等避難を発令する。

この高齢者等避難は、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が、通常の避難行動ができる者に先駆けて、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況において発令する。

##### ② 避難指示

###### (同第 60 条第 1 項)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示する。(危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる)

##### ③ 緊急安全確保

###### (同第 60 条第 3 項)

避難のための立退きを行うことにより、生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

###### (補足)

旧災対法第60条第1項に規定された避難勧告等の発令は、必要な地域の居住者等の「全員」に対してのみ発令することができる規定であった。このため、避難勧告等の発令対象区域の居住者等は全員、法律上は立退き避難という避難行動のみが勧告等されることとなっていた。

令和3年の災対法改正において、低層階や平屋の居住者等のその自宅・施設等においては全ての居室が浸水し身の安全を確保することができない、即ち必ず立退き避難をすべき居住者等 (=必要と認める居住者等) に対してのみ立退きを指示することができるよう規定を見直し (災対法第 60 条第 1 項)、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を指示しないことが可能とされた。同様の規定は緊急安全確保措置の指示にも適用される (災対法第 60 条第 3 項)。

## (2) 避難情報等と居住者等がとるべき行動(警戒レベルの詳細)

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>

## 4 避難情報の発令

### (1) 避難情報発令の判断基準

#### ◆判断・発令基準

区 分		基本とする判断基準
警戒 レベル 3	高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合
警戒 レベル 4	避難指示	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合
		土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合
警戒 レベル 5	緊急安全確保	大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合
		土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合

#### ■ 別表 その他 配慮すべき基準（夜間・早朝を含む）

区 分		配慮基準
警戒 レベル 3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</li> <li>大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など（夕刻時点で発令）</li> </ul>
警戒 レベル 4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>



区 分		配慮基準
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> <li>土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> </ul>
警戒 レベル 5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>（人的被害につながる恐れのある規模の）土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>

◆避難情報 解除基準・解除の考え方

解除基準
土砂災害警戒情報が解除された場合
大雨警報（土砂災害）が解除または、メッシュ情報「警戒（赤）」が解除された場合

災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれなくなった場合には、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除する。

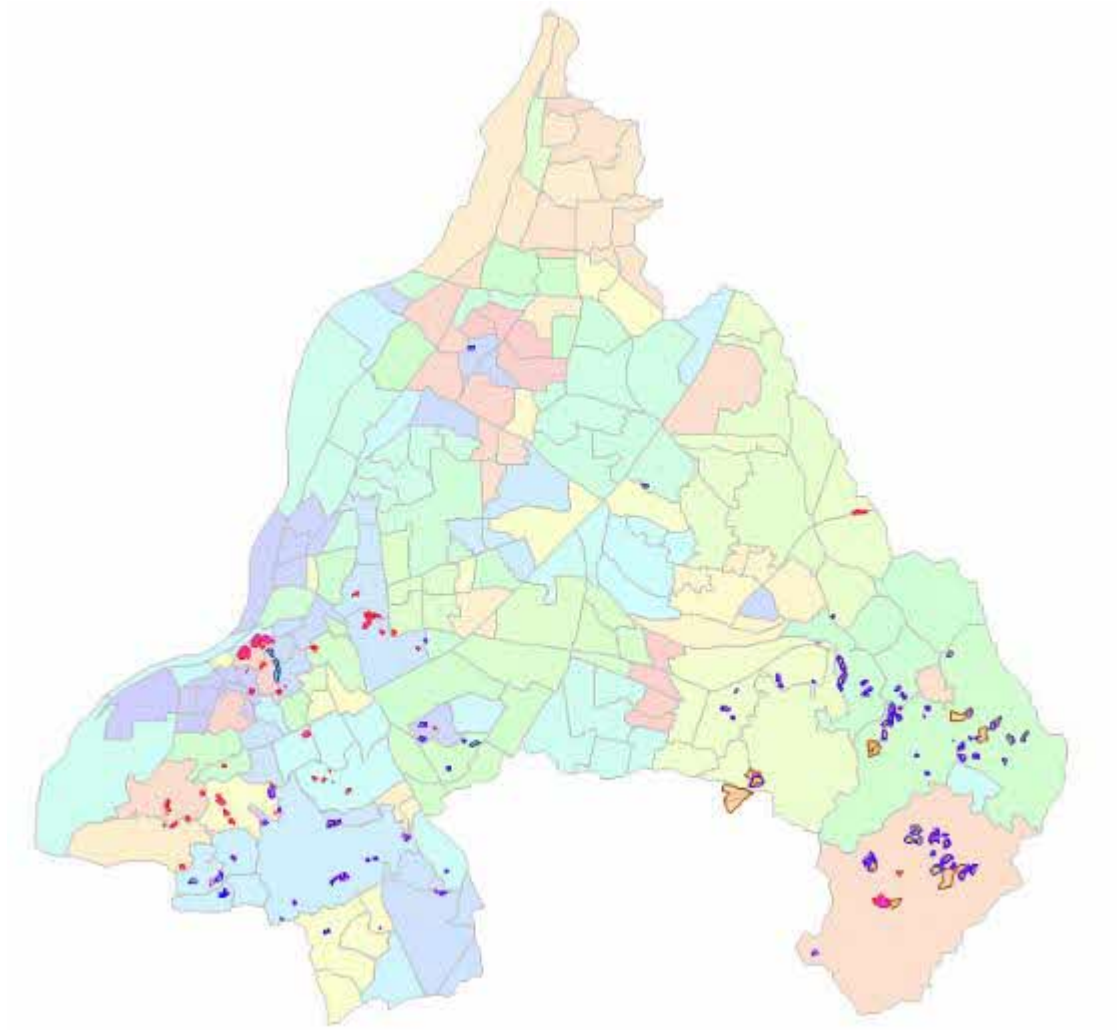
解除の判断は容易ではないことから、避難情報を解除する際には、今後の水位や土砂災害の見込み等について、必要に応じ国・都道府県に技術的な助言を求めた上で解除の判断をすること。

なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（例：引き続き土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域）においては、警戒レベル5 緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4 避難指示を発令すること等を検討する。

解除の考え方
土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市町村は国・都道府県の土砂災害等の担当者に助言を求めたことを検討する。

## (2) 避難情報の対象地域等

### 市内全域概要図（土砂災害警戒区域図）



# 土砂災害警戒区域一覽

番号	所在地	地区	区域名	区域番号	Y	R
4324	村野本町	中部	村野本町(1)	K21000540	○	○
3419	村野本町	中部	村野本町(2)	K21000550	○	○
4325	村野本町	中部	村野本町(3)	K21000560	○	
8882	中宮西之町	中部	中宮西之町	K21000650	○	○
4333	印田町	中部	印田町-1	K21000661	○	○
4334	印田町	中部	印田町-2	K21000662	○	○
8883	宮之阪三丁目及び松丘町	中部	宮之阪(5)	K21000680	○	○
8884	大垣内町一丁目	中部	大垣内-1	K21000701	○	○
8885	大垣内町一丁目及び岡東町	中部	大垣内-2	K21000702	○	○
8886	岡山手町及び枚方上之町	中部	岡山手(3)-1	K21000721	○	○
8887	岡山手町	中部	岡山手(3)-2	K21000722	○	○
8888	枚方上之町及び岡南町	中部	枚方上之町(3)	K21000740	○	○
8889	枚方上之町、枚方元町、三矢町及び岡南町	中部	元町(1)-1	K21000751	○	○
8890	枚方元町、三矢町及び枚方上之町	中部	元町(1)-2	K21000752	○	○
8891	枚方元町	中部	元町(2)-1	K21000761	○	○
8892	枚方元町	中部	元町(2)-2	K21000762	○	○
8893	枚方元町	中部	元町(2)-3	K21000763	○	○
8894	枚方上之町及び枚方元町	中部	枚方上之町(2)	K21000770	○	○
8899	禁野本町一丁目及び禁野本町二丁目	中部	禁野本町(4)	K21001000	○	○
8900	禁野本町一丁目	中部	禁野(2)	K21001010	○	○
8913	禁野本町一丁目及び宮之阪二丁目	中部	宮之阪(6)	K21001310	○	○
8914	禁野本町二丁目及び御殿山南町	中部	禁野(1)-1	K21001321	○	○
8915	禁野本町二丁目	中部	禁野(1)-2	K21001322	○	○
8916	枚方元町	中部	元町(4)	K21001330	○	○
8918	岡山手町及び大垣内町一丁目	中部	岡山手-1	K21002011	○	○
8919	岡山手町	中部	岡山手-2	K21002012	○	○
8920	岡山手町及び朝日丘町	中部	岡山手-3	K21002013	○	○
3420	枚方上之町	中部	岡山手(2)-1	K21002021	○	○
3421	枚方上之町	中部	岡山手(2)-2	K21002022	○	○
8921	渚南町、御殿山町及び御殿山南町	中部	西禁野	K21002030	○	○
8922	渚元町、渚本町及び上野一丁目	中部	東御殿山	K21002040	○	
8923	御殿山町	中部	御殿山-1	K21002051	○	○
8924	渚本町及び御殿山町	中部	御殿山-2	K21002052	○	○
8925	禁野本町一丁目	中部	禁野本町-1	K21002061	○	○
8926	禁野本町一丁目及び宮之阪二丁目	中部	禁野本町-2	K21002062	○	○
8927	渚栄町及び渚元町	中部	渚	K21002080	○	
8928	枚方元町	中部	元町(3)	K21002090	○	○
9397	渚東町及び渚元町	中部	渚東町	K21002100	○	○

番号	所在地	地区	区域名	区域番号	Y	R
57	杉北町一丁目	東部	尊延寺(18)	K21000010	○	○
58	尊延寺六丁目	東部	尊延寺(19)	K21000030	○	○
59	尊延寺	東部	尊延寺(20)	K21000040	○	○
60	尊延寺	東部	尊延寺(21)	K21000050	○	○
54	尊延寺	東部	尊延寺(15)	K21000060	○	○
55	尊延寺	東部	尊延寺(16)	K21000070	○	○
56	尊延寺	東部	尊延寺(17)	K21000080	○	○
4298	穂谷二丁目	東部	穂谷(1)－2	K21000092	○	○
4073	尊延寺六丁目	東部	尊延寺(2)－1	K21000101	○	○
4074	尊延寺六丁目	東部	尊延寺(2)－2	K21000102	○	○
4075	尊延寺六丁目	東部	尊延寺(4)	K21000110	○	○
3418	尊延寺六丁目	東部	尊延寺(5)	K21000120	○	○
4299	杉一丁目	東部	杉(1)－1	K21000131	○	○
4300	杉一丁目	東部	杉(1)－2	K21000132	○	○
4301	尊延寺三丁目	東部	尊延寺	K21000140	○	○
4302	杉一丁目	東部	杉(2)－1	K21000151	○	○
4303	杉一丁目	東部	杉(2)－2	K21000152	○	○
4304	杉一丁目	東部	杉(3)－1	K21000161	○	○
4305	杉一丁目	東部	杉(3)－2	K21000162	○	○
4076	尊延寺一丁目	東部	尊延寺(6)	K21000170	○	○
4077	尊延寺一丁目	東部	尊延寺(23)	K21000180	○	○
4078	尊延寺六丁目	東部	尊延寺(7)	K21000190	○	○
4306	穂谷二丁目	東部	穂谷(2)－1	K21000201	○	○
4307	穂谷二丁目	東部	穂谷(2)－2	K21000202	○	○
4308	穂谷二丁目	東部	穂谷(19)	K21000210	○	○
4309	穂谷三丁目	東部	穂谷(3)	K21000220	○	○
4310	穂谷三丁目	東部	穂谷(4)	K21000230	○	○
4311	穂谷三丁目	東部	穂谷(20)	K21000240	○	○
4312	穂谷三丁目	東部	穂谷(5)	K21000250	○	○
4079	尊延寺一丁目	東部	尊延寺(8)－1	K21000261	○	○
4080	尊延寺一丁目	東部	尊延寺(8)－2	K21000262	○	○
4081	尊延寺一丁目	東部	尊延寺(9)	K21000270	○	○
4313	杉責谷一丁目	東部	杉責谷－1	K21000281	○	○
4314	杉責谷一丁目	東部	杉責谷－2	K21000282	○	○
4082	尊延寺二丁目	東部	尊延寺(10)	K21000290	○	○
4083	尊延寺二丁目	東部	尊延寺(11)－1	K21000301	○	○
4084	尊延寺二丁目及び四丁目	東部	尊延寺(11)－2	K21000302	○	○
4085	尊延寺二丁目	東部	尊延寺(12)	K21000310	○	○
4315	尊延寺五丁目	東部	尊延寺(13)	K21000320	○	○
4316	穂谷三丁目	東部	穂谷(21)	K21000330	○	○

番号	所在地	地区	区域名	区域番号	Y	R
4317	穂谷三丁目	東部	穂谷(7)	K21000340	○	○
4318	穂谷三丁目	東部	穂谷(8)	K21000350	○	○
4319	大字穂谷	東部	穂谷(22)	K21000360	○	○
4320	穂谷三丁目	東部	穂谷(9)	K21000370	○	○
4086	大字尊延寺	東部	尊延寺(14)－1	K21000381	○	○
4087	大字尊延寺	東部	尊延寺(14)－2	K21000382	○	○
4321	穂谷三丁目	東部	穂谷(10)－1	K21000391	○	○
4322	穂谷三丁目	東部	穂谷(10)－2	K21000392	○	○
4323	穂谷三丁目	東部	穂谷(11)	K21000400	○	○
3417	招堤大谷三丁目	東部	招堤大谷(1)	K21000470	○	○
4328	津田元町二丁目	東部	津田元町(2)	K21000590	○	○
4329	津田元町二丁目	東部	津田元町(3)	K21000600	○	○
4088	津田南町一丁目	東部	津田南町	K21000610	○	○
4330	津田東町一丁目	東部	津田東町	K21000620	○	○
4331	津田元町二丁目	東部	津田元町(1)	K21000630	○	○
4332	津田東町二丁目	東部	津田東町(2)	K21000640	○	○
8869	長尾東町二丁目及び長尾播磨谷一丁目	東部	長尾東町	K21000810	○	○
4335	長尾台三丁目	東部	長尾台	K21000820	○	○
4356	杉責谷一丁目	東部	杉責谷(2)	K21001220	○	○
4357	杉責谷一丁目	東部	杉責谷(3)	K21001230	○	○
4358	穂谷二丁目	東部	穂谷(13)	K21001250	○	○
4359	大字穂谷	東部	穂谷(14)	K21001260	○	○
4360	大字穂谷	東部	穂谷(15)	K21001270	○	○
4361	大字穂谷	東部	穂谷(16)	K21001280	○	○
8871	大字穂谷	東部	穂谷(17)	K21001290	○	○
4362	大字穂谷	東部	穂谷(18)	K21001300	○	○
8873	宮之阪二丁目	南部	宮之阪－1	K21000421	○	○
8874	宮之阪二丁目	南部	宮之阪－2	K21000422	○	○
8875	宮之阪二丁目	南部	宮之阪(4)	K21000430	○	○
8876	禁野本町一丁目及び宮之阪二丁目	南部	宮之阪(2)	K21000440	○	○
8877	山之上四丁目及び山之上二丁目	南部	山之上(6)	K21000480	○	○
3416	山之上二丁目	南部	山之上(3)	K21000490	○	○
8878	山之上二丁目及び山之上五丁目	南部	山之上(2)	K21000500	○	○
8879	山之上二丁目	南部	山之上(5)	K21000510	○	○
8880	山之上五丁目	南部	山之上(4)	K21000520	○	○
8881	山之上西町	南部	山之上(1)	K21000530	○	○
4326	宮之下町	南部	宮之下	K21000570	○	○
4327	釈尊寺町	南部	釈尊寺町	K21000580	○	○
8895	伊加賀北町	南部	伊加賀北町(1)	K21000780	○	○
8896	伊加賀北町	南部	伊加賀北町(2)－1	K21000791	○	○

番号	所在地	地区	区域名	区域番号	Y	R
8897	伊加賀北町	南部	伊加賀北町(2)-2	K21000792	○	○
3415	香里ヶ丘十丁目	南部	香里ヶ丘(5)	K21000830	○	○
4336	香里ヶ丘十丁目	南部	香里ヶ丘(12)	K21000840	○	○
4337	香里園山之手町	南部	香里(2)	K21000850	○	○
4338	香里園桜木町	南部	香里園桜木町	K21000860	○	○
4339	香里園町	南部	香里園(1)-1	K21000881	○	○
4340	香里園町	南部	香里園(1)-2	K21000882	○	○
4341	香里園町	南部	香里園(1)-3	K21000883	○	○
4342	香里園町	南部	香里園(3)	K21000890	○	○
4343	香里ヶ丘四丁目	南部	香里ヶ丘(11)	K21000900	○	
4344	香里園山之手町	南部	香里園山之手町(2)	K21000910	○	○
8898	南中振一丁目	南部	南中振(1)	K21000920	○	○
4345	香里ヶ丘三丁目	南部	香里ヶ丘(8)	K21000930	○	○
4346	香里ヶ丘三丁目	南部	香里ヶ丘(9)	K21000940	○	○
4347	香里ヶ丘十二丁目	南部	香里ヶ丘(6)	K21000950	○	○
4348	東香里三丁目	南部	東香里(2)	K21000960	○	
4349	東香里新町	南部	東香里新町	K21000980	○	
4350	香里ヶ丘一丁目	南部	香里ヶ丘(1)	K21000990	○	○
8901	北中振一丁目及び東中振二丁目	南部	北中振(1)	K21001020	○	○
8902	北中振二丁目	南部	北中振(2)-2	K21001040	○	○
8903	北中振二丁目	南部	北中振(3)	K21001050	○	○
8904	南中振一丁目及び北中振二丁目	南部	南中振(2)	K21001060	○	○
8905	南中振一丁目及び北中振二丁目	南部	北中振(4)-1	K21001071	○	○
8906	南中振一丁目及び北中振二丁目	南部	北中振(4)-2	K21001072	○	○
8907	東中振二丁目	南部	東中振(2)-1	K21001091	○	○
8908	東中振二丁目及び東中振一丁目	南部	東中振(2)-2	K21001092	○	○
8909	東中振二丁目	南部	東中振(3)-1	K21001111	○	○
8910	東中振二丁目	南部	東中振(3)-2	K21001112	○	○
8911	翠香園町	南部	翠香園町(2)	K21001130	○	○
4351	香里ヶ丘一丁目	南部	香里ヶ丘(7)	K21001150	○	
8912	菊丘南町及び東中振一丁目	南部	東中振(4)	K21001160	○	○
4353	香里ヶ丘八丁目	南部	香里ヶ丘(13)	K21001180	○	○
4354	茄子作二丁目	南部	茄子作(1)	K21001200	○	○
4355	茄子作二丁目	南部	茄子作(3)	K21001210	○	○
8917	南中振一丁目及び北中振二丁目	南部	北中振(6)	K21001340	○	○
8872	香里園町	南部	香里(1)	K21002071	○	○
8929	香里園町	南部	香里(1)-2	K21002072	○	○
8852	香里ヶ丘十丁目	南部	末広町-2	K21500082	○	
4089	宇山町	北部	宇山町	K21002000	○	○
2417	尊延寺六丁目	東部	穂谷川右一	D21010070	○	

番号	所在地	地区	区域名	区域番号	Y	R
2418	尊延寺六丁目	東部	穂谷川右二	D21010080	○	
2419	尊延寺一丁目	東部	穂谷川左一(1)	D21010111	○	○
2420	尊延寺一丁目	東部	穂谷川左一(2)	D21010112	○	○
2421	津田南町一丁目	東部	天野川右1左一	D21010120	○	○
2422	穂谷三丁目	東部	穂谷川右三	D21010150	○	○
2423	穂谷	東部	穂谷川左二	D21010170	○	○
2424	穂谷三丁目	東部	穂谷川右四	D21020060	○	○
2425	穂谷	東部	穂谷川左三	D21020070	○	○
4115	津田南町一丁目	東部	天野川右1(北川支川)	D23010010	○	○
8867	尊延寺五丁目	東部	尊延寺五丁目	J21001420	○	
8868	杉一丁目及び大字杉	東部	杉	J21001450	○	

#### 土砂災害警戒区域箇所数（令和5年4月末時点）

警戒区域	特別警戒区域
169	158

※避難情報発令対象は、791世帯1,677人

（内訳）

	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜	157	150
土石流	10	8
地すべり	2	0

### (3) 開設対象となる避難所

NO	施設・場所名	洪水					土砂 災害	地震
		淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川		
1	樟葉北小学校	○	○	○				○
2	樟葉小学校	※	○	○				○
3	樟葉西小学校	※		※				○
4	樟葉南小学校	○		○				○
5	船橋小学校	○		※				○
6	牧野小学校	※		※	○		○	○
7	殿山第二小学校	○		○	○			○
8	招提小学校	○		○	○			○
9	平野小学校	○		○	※			○
10	大阪歯科大学牧野学舎	○		○	○	○		○
11	牧野生涯学習市民センター 牧野北分館			○	○	○		○
12	西牧野小学校	※		○	※	※		○
13	小倉小学校	※			※	○		○
14	交北小学校	○			※			○
15	山田東小学校	○			※			○
16	枚方市立総合体育館				※			○
17	殿山第一小学校	○			○	○	○	○
18	山田小学校	○			※			○
19	禁野小学校	○			○	○	○	○
20	磯島小学校	※			※	※		○
21	中宮小学校	○			○	○	○	○
22	明倫小学校	○			○	○	○	○
23	桜丘北小学校				○	○		○
24	桜丘小学校				○	○	○	○
25	総合文化芸術センター別館	※			○	※		○
26	枚方公園青少年センター	※				※		○
27	枚方小学校	○			○	○	○	○
28	枚方第二小学校	○			○	※	○	○
29	サブリ村野				※	※		○
30	山之上小学校				○	○	○	○
31	川越小学校				○	○	○	○
32	蹉跎東小学校	○				○	○	○
33	五常小学校						○	○
34	開成小学校					○	○	○
35	伊加賀小学校	※				○		○
36	蹉跎小学校	○				○	○	○



NO	施設・場所名	洪水					土砂 災害	地震
		淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川		
37	香陽小学校						○	○
38	蹉跎西小学校	※				○		○
39	第二中学校	○					○	○
40	香里小学校						○	○
41	春日小学校						○	○
42	東香里小学校							○
43	長尾小学校			※				○
44	西長尾小学校			○			○	○
45	田口山小学校				○		○	○
46	菅原小学校				○			○
47	菅原東小学校				○		○	○
48	藤阪小学校				※			○
49	氷室小学校						○	○
50	関西外国語大学学研都市キ ャンパス						○	○
51	津田小学校				○		○	○
52	津田南小学校				○		○	○

## 5 避難情報の伝達

### (1) 情報伝達手段



### (2) 各部の役割 (詳細は各所管部のマニュアルを参照)

対象部	対応内容
健康福祉部	要配慮者（災害時要援護者）へ伝達 ・電話、FAX、メールによる個別伝達 ・社会福祉協議会への伝達 ・要配慮者利用施設への伝達
子ども未来部	
都市整備部	
教育委員会	
危機管理部	・同報系無線の一斉放送 ・エリアメール・緊急速報メール ・消防団、自主防災組織への伝達
上下水道局	・広報車による伝達
環境部	
保健所	・病院へ伝達
市長公室	広報課 ・マスメディアへの情報提供 ・ホームページ、SNSによる情報提供
	市民活動課 ・校区のコミュニティ代表者等への伝達

### (3) 避難情報の伝達が必要な要配慮者利用施設

施設種別	名称	郵便番号	所在地住所	Y/R	区域番号	避難確保計画提出状況
特別養護老人ホーム	ピープルハウス枚方	573-0112	尊延寺 1-4-1	Y	21000170	
地域密着型通所介護事業所	ピープルデイサービスセンターひらかた	573-0112	尊延寺 1-4-1	R	21000170	
幼保連携型認定こども園	春日丘幼稚園	573-0001	田口山 2-5-1	R	21000470	
市立小学校	山之上小学校	573-0047	山之上 1-32-1	R	21000510	○
児童福祉施設	山之上留守家庭児童会室	573-0047	山之上 1-32-1	R	21000510	○
就労継続支援B型	村野わらしべ	573-0016	村野本町 30-49	R	21000550	○
生活介護	村野わらしべ	573-0016	村野本町 30-49	R	21000550	○
市立小学校	桜丘小学校	573-0016	村野本町 30-1	R	21000550	○
児童福祉施設	桜丘留守家庭児童会室	573-0016	村野本町 30-1	R	21000550	○
市立中学校	第四中学校	573-0084	香里ヶ丘 5-3-2	Y	21000570	○
有料老人ホーム	ひらかたヒルズ	573-0021	中宮西之町 1-7	R	21000650	○
特定施設入居者生活介護	エイジフリー・ライフ星が丘	573-0017	印田町 9-60	Y	21000662	○
通所介護事業所	ビーナスクラブ枚方	573-0017	印田町 9-13	R	21000662	
病院	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	573-0022	宮之阪 3-16-21	Y	21000680	○
生活介護	デイサービスセンターかがやき	573-0036	伊加賀北町 4-3	R	21000780	○
通所介護事業所	デイサービスセンターかがやき	573-0036	伊加賀北町 4-3	R	21000780	○
生活介護	デイサービスセンター枚華	573-0105	長尾東町 2-35-22	R	21000810	
市立小学校	香里小学校	573-0084	香里ヶ丘 10-5-2	R	21000830	○
児童福祉施設	香里留守家庭児童会室	573-0084	香里ヶ丘 10-5-2	R	21000830	○
市立幼稚園	香里幼稚園	573-0084	香里ヶ丘 10-5-2	Y	21000840	○
児童発達支援	こどもデイサービスきぼう	573-1197	禁野本町 2-7-25	Y	21001000	
放課後等デイサービス	こどもデイサービスきぼう	573-1197	禁野本町 2-7-25	Y	21001000	
老人福祉センター	枚方市立老人福祉センター楽寿荘	573-0064	北中振 2-3-44	R	21001050	○
私立小学校	関西創価小学校	573-0093	東中振 2-10-2	R	21001111	○
共同生活援助	グループホームミライエ	573-0083	茄子作北町 39番6号	R	21001210	
地域密着型通所介護事業所	ペインケアリハビリまんぼう	573-0083	茄子作北町 39-5	Y	21001210	
市立小学校	枚方小学校	573-0037	枚方上之町 9-21	Y	21002021 21000722	○
私立中学校	常翔啓光学園中学校	573-1197	禁野本町 1-13-21	R	21002062 21000440 21001310	○

施設種別	名称	郵便番号	所在地住所	Y/R	区域番号	避難確保計画 提出状況
有料老人ホーム	ロイヤルレジデンス御殿山	573-1182	御殿山町 16-4	Y	21002051	
市立中学校	第一中学校	573-1176	渚東町 2-1	Y	21002100	

#### (4) エリアメール・緊急速報メール文例

<p>表 題 (15 字まで)</p>	<p>警戒レベル 3 高齢者等避難</p>
<p>本 文 (171 字まで)</p>	<p>大雨による土砂災害の危険性が高まったことから○時○分に警戒レベル 3 高齢者等避難を発令。開設避難所は牧野, 殿一, 禁野, 中宮, 明倫, 桜丘, 枚方, 枚二, 山之上, 川越, さだ東, 五常, 開成, さだ, 香陽, 香里, 春日, 西長尾, 田口山, 菅原東, 氷室, 津田, 津田南の各小学校及び第二中, 外大(穂谷)の 25 箇所 (枚方市)  (枚方市) を除き 151 字</p>
<p>表 題 (15 字まで)</p>	<p>警戒レベル 4 避難指示</p>
<p>本 文 (171 字まで)</p>	<p>●時●分に警戒レベル 4 避難指示を発令します。自宅付近に急傾斜地等がある場合は避難してください。開設避難所は牧野, 殿一, 禁野, 中宮, 明倫, 桜丘, 枚方, 枚二, 山之上, 川越, さだ東, 五常, 開成, さだ, 香陽, 香里, 春日, 西長尾, 田口山, 菅原東, 氷室, 津田, 津田南の各小学校及び第二中, 外大(穂谷)の 25 箇所 (枚方市)  (枚方市) を除き 156 字</p>
<p>表 題 (15 字まで)</p>	<p>警戒レベル 5 緊急安全確保</p>
<p>本 文 (171 字まで)</p>	<p>&lt;土砂災害が発生している場合&gt; ○○付近で土砂災害が発生したため、○時○分警戒レベル 5 「緊急安全確保」を発令します。 自宅付近に急傾斜地等がある場合は、直ちに避難してください。避難場所への移動が困難な場合は、建物の 2 階以上（崖地と反対側の部屋）に一時的に避難するなどの行動をとってください。（枚方市)  (枚方市) を除き 128 字</p> <p>&lt;大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合&gt; 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたため、○時○分警戒レベル 5 「緊急安全確保」を発令します。 自宅付近に急傾斜地等がある場合は、直ちに避難してください。避難場所への移動が困難な場合は、建物の 2 階以上（崖地と反対側の部屋）に一時的に避難するなどの行動をとってください。（枚方市)  (枚方市) を除き 132 字</p>

## 6 避難情報の判断に関する関係機関の助言

災害対策基本法の改正により、市が避難情報の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなった。

また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料となりうることに留意する。

### ◆ 助言を求めることのできる対象機関一覧

対象機関	連絡先
気象庁 大阪管区气象台	06-6949-6313
国土交通省 近畿地方整備局	06-6942-1141
大阪府 枚方土木事務所	072-844-1331